

新ストップ!過労死 2015年7月21日発行 全国ニュース 第2号



発行：過労死等防止対策推進全国センター

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-17

ICNビル2階 川人法律事務所内

TEL: 03-3813-6909 FAX: 03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満4-4-18

梅ヶ枝中央ビル7階 いわき総合法律事務所内

TEL: 06-6364-3300 FAX: 06-6364-3366

◆HP: <http://www.stopkaroshi.net/>

【巻頭挨拶】 今後の過労死を防止する取り組み

過労死防止等対策推進全国センター代表幹事

過労死弁護団全国連絡会議幹事長 川人 博



過労死等防止対策推進法（過労死防止法）の施行後、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するための大綱作りが進められています。昨年12月から厚生労働省内で過労死等防止対策推進協議会が会合を重ね、近く過労死等防止対策大綱が閣議決定される予定です。

大綱には、時間外労働協定における特別延長時間や実際の時間外・休日労働時間の縮減について啓発指導を行うこと、また、平成32年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする目標を踏まえて、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めることなどが盛り込まれています。この大綱の内容は、従来の厚労省の通達内容とそう大きく変わりませんが、一省庁の通達ではなく、閣議決定という格上げされたレベルでの政府の意思決定であり、今後、大いに活用していくことが大切です。

また、昨年に引き続き、今年11月の啓発月間に向けての取り組みも始まっています。全国29か所で国（厚労省）が主催し、当全国センター、過労死家族の会、過労死弁護団、諸団体が協力して過労死防止のための集会を開催します。これらの取り組みを通じ、事業主をはじめ広範な国民に、過労死のない社会作りを訴えていきたいと思えます。

今後の取り組みにあたって、次の点について強調したいと思います。

1. 労働史に関する歴史認識を深めていくことの大切さ

昨年の富岡製糸場に続き、本年7月5日、「明治日本の産業革命遺産」として8県23施設が世界文化遺産へ登録されました。人類の技術開発の発展は、それ自体、意義のあることですが、この数年間の世界遺産登録運動には、少なからぬ問題点があると思えます。すなわち、この産業革命の過程で多くの働く人々のいのちと健康が犠牲となり、あるいはまた、地域住民が公害等で苦しめられた歴史があります。これらの産業革命の負の部分に一切触れることなく登録が行われることは、今後の日本における労働者のいのちと健康を守

るうえでも放置できないことです。

韓国が徴用問題で登録に対して異議を述べたことは注目されましたが、私たちは労働史の観点から産業革命を総括する視点を持つことが大切です。今後、学校教育において近現代史が重視される動きとなっていますが、労働史を若者がきちっと学んでいくことは、現代における過労死をなくす取り組みにも大切なことです。

2. TPP 妥結による労働法破壊の危険

アメリカ式労務管理の悪い部分を日本に導入しようとする動きが根強くあり、いわゆる残業代ゼロ法案もその一つといえます。

警戒すべきは、TPP交渉が今年にも妥結の見通しとなっていることです。交渉内容がまったく明らかにされていないという異常な状況のなかで、今後、労働法破壊がTPPによって進められる危険性があります。残業代ゼロ法案成立阻止の課題とともに、労働法改悪ではなく、労働時間規制をはじめとした労働法改正を求める取り組みが今後一層重要になると考えます。

3. 若者に対する啓発・教育活動の重要性

過労死防止法や今回の防止大綱にも規定されている学校教育の場での啓発・教育活動を強めていくことが大切です。

これとあわせて、企業に対しては高校や大学に対する求人活動において、正確な実態に見合った労働条件の明示を求めていくことも重要です。新卒者が入社後まもない時期に病気になり、あるいは、いのちまで落とす事態が後を絶ちません。若者の過労死を防止する取り組みを、いっそう強めたいと思います。

4. 啓蒙活動と労災認定

厚生労働省・労働局・労基署とは、過労死を防止する諸活動において、連携すべきところは今後とも連携を強化していくことが大切です。

また、企業に対する啓蒙活動を進める必要があります。過労死防止法の制定により、その条件が広がっています。しかしながら、他方では、労災認定や企業責任の場面において、労災行政や企業の姿勢に問題があれば、鋭く対峙することもまた、必要です。現に発生した犠牲を抜きにして、過労死予防を語ることはできないからです。

< 目次 >

【巻頭挨拶】 今後の過労死を防止する取り組み	…… 1 p
過労死防止全国センター代表幹事 川人 博（弁護士）	
【寄稿】 過労死等の防止のための対策に関する大綱の作成にあたって	…… 3 p
厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長） 鈴木 英二郎	
大綱案が完成！～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	…… 4 p
全国過労死を考える家族の会代表 寺西 笑子	
第5回協議会に提出された大綱（案）について	…… 5 p
協議会委員 川人博、岩城穰、森岡孝二、寺西笑子、中野淑子、中原のり子、西垣迪世	
いよいよ発足した過労死防止学会	…… 6 p
過労死防止学会会長 関西大学名誉教授 森岡孝二	
【特集1】 各地の地方センターの結成と活動の紹介	…… 8 p
～大阪から日本から過労死をなくために～ 3.13 過労死防止大阪センター結成総会開催	…… 8 p
過労死防止大阪センター 事務局長 柏原英人	
過労死防止京都連絡会の取り組み	…… 9 p
過労死防止京都連絡会 弁護士 古川 拓	
第2回過労死防止啓発月間の取組準備が進む	…… 10 p
全国センター事務局長 弁護士 岩城 穰	

【特集2】過労死防止法1年目 各地のつどい・シンポジウムの報告(その2)	…… 11 p
〔①北海道〕 過労死を考える市民集会@北海道2014のご報告	…… 11 p
弁護士 皆川洋美	
〔②宮城〕 「子どもたちに過労死のない社会を！」～11.21 仙台過労死フォーラム開催報告～	
東北希望の会 代表 前川珠子	…… 12 p
〔③栃木〕 栃木県「ストップ!過労死 市民集会」報告	…… 13 p
弁護士 島蘭佐紀	
〔④長野〕 過労死を考える長野のつどいを開催	…… 14 p
いの健長野センター事務局長 菅田敏夫	
〔⑤愛知〕 過労死防止を考えるつどい in 名古屋	…… 15 p
弁護士 岩井羊一	
〔⑥愛媛〕 人間らしい労働の実現を! 過労死防止を考えるつどいを開催	…… 16 p
働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター事務局長 竹下 武	
〔⑦福岡〕 過労死等防止対策シンポジウム福岡の取組報告	…… 17 p
弁護士 星野 圭	
【寄稿】 過労死のない社会を作るために選んだ道 ～厚生労働省に入省しました!～	…… 18 p
「えだまめの会」OB 上杉泰樹	
びっくり! 意見書を採択した自治体は、実は143でした!	…… 19 p
【資料】 過労死防止対策に係る意見書採択自治体一覧 (最終確定)	…… 19 p

【寄稿】 過労死等の防止のための対策に関する 大綱の作成にあたって

厚生労働省労働基準局総務課長(過労死等防止対策推進室長)

鈴木 英二郎



過労死防止学会の設立記念大会で
来賓あいさつをする鈴木氏

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、昨年6月に成立した過労死等防止対策推進法は、11月に施行され、厚生労働省では、この法律に基づいて、過労死等防止対策推進協議会を設置し、昨年12月から本年5月まで5回にわたり、過労死等の防止のための対策に関する大綱案の作成のための議論を行ってまいりました。この協議会には、全国過労死を考える家族の会や過労死弁護士全国連絡会議の方々にも委員に加わって

いただき、大変貴重な御意見をいただきました。

特に、遺族の方々のお思いや過労死等に至った過重労働の実態のほか、過労死等の防止のための対策に関して、労働時間の分析や過労死等の事案等に関する調査研究の視点や、教育現場を通じた啓発活動の重要性、法令遵守や労働時間の把握の徹底、公務職場における対策の推進、民間団体との連携の必要性など、数多くの積極的なご意見をいただき、充実した大綱案をまとめることができました。

さらに、大綱の副題「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ」も全国過労死を考える家族の会委員の御提案によるものでした。改めて深く感謝申し上げます。

こうして皆様から御意見をいただきました大綱は、パブリックコメントの手続きを経て、ようやく世に出していくことになりました。今後は、この大綱に則り、過労死等の防止のための調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する

支援の対策に積極的に取り組み、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々のご発展を祈念いたしまして、私の挨拶いたします。

大綱案が完成!

「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ」

全国過労死を考える家族の会代表 寺西 笑子

1. 協議会での白熱した議論

(創刊号につづいて) 4月6日第3回目協議会において、厚生労働省事務局長から大綱の骨子案が打ち出されました。我々7人の協議会委員は骨子案の概要を確認するとともに、限られた時間内で有効な意見を述べられるよう、これまで以上に入念な打ち合わせをおこないそれぞれ担当した意見を持ちより協議会に挑みました。

一方、情勢は4月3日国会において労働基準法などの改正案、いわゆる残業代ゼロ法案が閣議決定され国会へ提出しました。協議会において、有識者委員の川人博弁護士から、労働時間規制の例外が過労死発生とどのような関係にあるのかを十分に調査、議論した上で、法改定の提案がなされるべきであり、過労死等防止対策推進法による調査が何ら実施されていない段階で、労働基準法の改定の閣議決定がなされ、国会に上程されたことは国会の満場一致で成立した同法の趣旨から見て遺憾である、裁量労働制、変形労働時間制等と過

労死発生との関係について、速やかな調査分析が必要であり、その結果、様々な対策に反映されるべきであると強調されました。骨子案の全項目において白熱した議論が展開され実施した協議会になりました。

4月28日第4回目協議会は、大綱の素案について議論がなされ、岩城稔弁護士から4点要望されました。1点目は、法制定後3年までに、週労働時間60時間以上の雇用者をゼロにすること。2点目は、労働基準法第36条第1項の協定、いわゆる36協定の特別延長時間を月80時間以上の時間外労働をゼロにすること。3点目は、勤務と勤務の間隔を原則11時間とするインターバル規制の導入を一定数値に伸ばすこと。4点目は、すべての労働者について客観的方法による労働時間の把握を行わせること。これらは過労死で亡くなった人から学んだ教訓であるため譲ることはできません。専門家委員の山崎喜比古先生から「ワークライフバランスの確保」について真剣に討議を進める必要があること。労

5月25日の第5回協議会の様子。左から、専門家委員の堤、宮本、岩村(会長)、森岡、山崎の各委員



働者代表の新谷信幸氏から厚生労働省がまとめる大綱によって過労死が本当にゼロになるということが見えてこない。など、過労死をなくすための本気度が試されました。森岡孝二先生から日程にとられず期日の延長を提案されましたが、事務局の方が個別訪問され、大綱(案)の修正について説明を受けました。結局、来年度予算の取得と第2回啓発シンポジウムの開催準備の関係で5月25日第5回協議会は最終回とされ、大綱(案)の確認となりました。

これについて、私たち7人の協議会委員は連名で、次ページにあるような声明を出しました。

2. 感慨深い「大綱(案)」の完成と、私たちの決意

当初10頁だった「骨子案」は20頁の大綱(案)になり、1頁目の冒頭に私たちが提案した「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ」という大綱の目的を表す副題がつけられました。続いて【第1. はじめに】は、過労死は「社会問題」と書かれ、若者の使い捨てを認め、過労死等は人権問題であること。国民的運動が反映した署名数と地方議会意見書採択数が明記され、成立過程で立法の気運が高まった国連勧告、超党派議員連盟が結成されたことなど、一つの字句に、みんなで頑張った頃のこと、蘇ってきます。「家族の会」、「過労死防止実行委員会」、「過労死防止センター」、「過労防止学会」と思われる団体のことが記述されたのも誇りに思います。

残念ながら四つの要望案は法改正が必要とされ不採用になりましたが、今後大綱による適切な調査研究がなされることで過労死の問題点が浮き彫りになり、施行後3年を目途に必要な法制上・財政上の措置が講じられることを祈念し、私たちは四つの要望を決して諦めることなく、やがて「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会」

の実現をめざし共に励んでいきたいと思えます。

左から、当事者委員の寺西、中野、中原、西垣、労働者委員の岸、新谷、富田、八野の各委員



第5回協議会に提出された大綱(案)について

協議会委員 川人博、岩城穰、森岡孝二、寺西笑子、中野淑子、中原のリ子、西垣迪世

(2015年(平成27年)5月25日)

1 経過

2014年6月20日、過労死等防止対策推進法(以下、「過労死防止法」ないし単に「法」という。)が成立し、同年11月1日に施行された。厚生労働省には「過労死等防止対策推進室」が置かれ、法にもとづく最初の「過労死等防止啓発月間」の11月を中心に、全国各地で労働局と過労死防止に取り組む民間団体が連携して過労死啓発シンポジウムが開催された。

この法律の最大の意義は、過労死の防止を国および自治体の責務として定めたことにある。これによって初めて過労死等の総合的な調査研究が国の責任で行われることになる。とともに、啓発、相談体制の整備、民間団体の活動に対する支援等の過労死防止対策が実施されることになった。

また過労死等の防止対策に関する大綱を作成するために厚生労働省に「過労死等防止対策推進協議会」が設置された。協議会には、私たち7名を含め、過労死遺族、労働者代表、使用者代表、学識経験者の20名が

参加している。これまで協議会は、

2014年12月17日(第1回)、2015年2月20日(第2回)、4月6日(第3回)、4月28日(第4回)、5月25日(第5回)に開催されたが、第1回協議会は委員の自己紹介と意見表明、第2回協議会は、国と地方の公務災害の状況が主な議題であった。第3回協議会では大綱の構成を箇条書きにした「大綱(案)骨子」が事務局から示されたにとどまり、第4回協議会にいたって、ようやく文章で肉付けされた検討に堪える「大綱(素案)」が示された。

私たち7人は、この間、第3回協議会に向けて、3月中旬に私たちの見解(大綱試案)を事務局に送るとともに、毎回、協議会の議論をリードして、大綱の望ましい内容と改善すべき項目について、こもこも意見を開陳した。

2 評価できる内容

過労死防止法には「労働時間」、「長時間労働」、「賃金不払残業」等の語句はない。しかし、過労死防止の見地からは当然とはいえ、大綱案には

随所にこれらの語句が取り入れられた。また大綱案は、労働安全衛生法、労働契約法等の規定に触れて、事業者（使用者）は安全健康確保義務を有していると述べている。これも法の規定にはなかったものである。近年では過労自殺が若い年齢層に多発していることが知られているが、大綱案は、若者の働き方の啓発に関連して、大学生・高校生に対する過重労働による健康障害防止を含めた労働関係法令に関する知識の重要性を強調している点でも注目される。

大綱案は啓発、相談体制の整備、民間団体の活動に対する支援等は、調査研究の成果を踏まえて行うとしながらも、過労死等の防止は喫緊の課題であり、調査研究の成果を待つことなく、長時間労働を削減し、労働者の健康管理にかかわる措置を徹底し、良好な職場環境を形成の上、労働者の心理的負担を軽減していくことは急務であるとしている。

啓発シンポジウムの開催を含む過労死等防止対策の推進における民間団体への国および地方公共団体の支援が細かく述べられていることも大綱案の特徴である。

3 残された課題

私たちは、①週労働時間が60時間以上の労働者をゼロにすること、

②月80時間以上の時間外労働の特別延長時間を定める36協定をゼロにすること、③インターバル休息制度の導入についても数値目標をもって取り組むこと、④すべての事業場・労働者について労働時間を客観的方法により適正に把握させることなどを主張したが、結局、大綱の対策は現行の法制度を前提としているという理由で受け入れられなかった。しかし、これらは過労死等の防止の鍵を握るものであるため、今後の大綱の運用の中でできる限り実現していく必要がある。

過労死防止法は、施行後3年を目途として、施行状況等を勘案し、検討が加えられることになっている（附則2項）。私たちは調査研究等の結果を踏まえ、この大綱に規定されている対策について適宜見直すとともに、上記4点を含め、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置が講じられることを期待する。

いよいよ発足した過労死防止学会

過労死防止学会会長 関西大学名誉教授 森岡孝二

本年5月23日（土）、明治大学駿河台キャンパスのリバティタワーで、「過労死防止学会設立記念大会」が開催された。

さかのぼれば、過労死家族の会や過労死弁護士などの熱心な運動が実って、昨年6月に議員立法で過労死等防止対策推進法（過労死防止法）が成立し、11月に施行された。また、12月には「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を策定するために、「過労死等防止対策推進協議会」がスタートした。

協議会は20名の過労死家族、有識者、労使代表などで構成され、過労死防止に取り組んできた民間団体



体から、家族会の寺西笑子さん、中原のり子さん、西垣迪世さん、中野淑子さん、弁護士の人博さん、岩城穰さん、それに私の7人が参加している。同協議会は本年5月まで5回の会合を重ね、さきごろ「過労死等の防止のための対策に関する大綱」案を取りまとめた。

過労死防止法が制定されて、はじめて過労死の総合的な調査研究が国の責任で行われることになった。それを受けて、民間でも過労死（過労自殺および過労疾病を含む）に関する調査研究を行い、その成果を過労死の効果的な防止のための対策と取り組みに生かすことを目的に、過労死防止学会を立ち上げようと、昨年10月に準備が始まった。そして11月に30人余りの方に発起人をお願いし、本年2月に関係方面に入会をお願いするまでにこぎ着けた。会員は学際的、分野横断的に、過労死被災者の家族、勤労者のいのちと健康に関心をもつ研究者、弁護士、活動家、ジャーナリスト、その他本会の目的に賛同する個人を対象に広く呼びかけた。

3月には、発起人のお一人の黒田兼一先生のお世話で、会場は明治大

学に決定した。そして、第1部・記念シンポジウム、第2部・設立総会、第3部・懇親会という3部構成で設立記念大会を開催することになった。記念シンポジウムは「急がれる過労死の調査研究と防止対策——いま何が問われているか」をテーマに以下のようなプログラムで行われた。

〈司会〉

川人 博（弁護士、全国過労死弁護団幹事長）

笠木 映里（九州大学法学部准教授）

〈報告〉
寺西 笑子（過労死を考える全国家族の会代表）

「過労死のない社会の実現をめざす遺族の願いと防止法の課題」
熊沢 誠（甲南大学名誉教授）

「過労死・過労自殺の要因とこれからの課題」
加藤 敏（自治医科大学精神医学教室教授）

「ここ最近の日本における企業情勢と職場のメンタルヘルス」
〈予定討論〉
ノース・スコット（大阪大学人間科学研究所教授）

岸 玲子（北海道大学環境健康科学研究教育センター特任教授）

西谷 敏（大阪市立大学名誉教授）

東海林 智（毎日新聞記者）

冒頭、労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長）、鈴木英二郎氏より行政の取り組みと本学会への期待を中心にご挨拶をいただいた。

第1報告の寺西さんは、夫を過労自殺で亡くしたご自身の体験を話され、市役所職員であった父を過労自殺でなくしたマー君の作文と「僕の夢」という有名な詩を読み上げた。

第2報告の熊沢さんは、依然として頻発する過労死・過労自殺の要因を、主として日本企業の働かせ方の枠組みとそれを受容せざるをえない労働者の主体意識を中心に話された。

第3報告の加藤さんは、日本の職場のメンタルヘルス問題を、疫学的視点から、職場結合性うつ病・双極性障害と高度資本主義下の非人間的作業を中心に話された。

予定討論では、ノースさんから、「過労死防止基本法」ではなく「過労等防止対策推進法」となったことは、目的をそらすものではないかという疑問が述べられた。岸さんから、2011年4月に日本学術会議から発表された働く人の安全と健康に関する「提言」の意義が述べられた。

西谷さんから、長時間労働の問題を過労死するかどうかという狭い基準で論じるだけでは不十分で、自由時間や家族生活や社会参加の問題としても、議論する必要があるという論

点が提起された。東海林さんから、現在政府が強行しようとしている高度プロフェッショナル制の創設や裁量労働制の拡大は、過労死ゼロと矛盾するという指摘があった。

設立記念大会には傍聴者や報道関係者を含め、当初の予想を大きく上回る230名が参加され、大会の様子はNHKや朝日新聞などで大きく報道された。第3部の懇親会も盛大に行われた。なお、第1部の設立総会では、働く者のいのちと健康を守る東京センター副理事長の色部祐氏に議長に推薦され、会則・会費・幹事会の体制などが滞りなく承認され、当面、森岡が代表幹事を務めることになった。

記念シンポジウムの報告と討論は、遠からず本会のホームページ <http://www.jstn.net/> に掲載する予定なので、それを参照していただきたい。なお、来年の大会は関西で今年と同じような時期（5月下旬）に開催される見込である。

追記・設立記念大会後も広く会員を募っています。会員は大会後の入会者を含め、現在までに220名を超えています。働く者のいのちと健康に関心のある方の入会を歓迎します。手続きは本会のホームページの入会申込欄から願います。

『働くもののいのちと健康』
2015年夏季号から転載しました。
写真は岩城稜弁護士の提供



左から、報告を行った3人（寺西、熊沢、加藤の各氏）と予定討論を行った4人（東海林、西谷、岸、ノース・スコットの各氏）

【特集1】各地の地方センターの結成と活動の紹介

昨年10月の全国センターの結成後、各地で「地方センター」を結成しようとの動きが広がっています。これまで、兵庫、大阪、京都の3府県で結成され、福岡（後記報告参照）でも準備が進んでいます。

このうち兵庫は前号で紹介しましたので、今号では大阪、京都の報告をご紹介します。



司会をした林裕悟弁護士

2015年3月13日、エルおおさかで過労死防止大阪センター結成総会を開催しました。100名の会場に140名を超えるご参加をいただき立ち見の人も多い中で熱気あふれる結成総会となりました。なお、当日はテレビカメラも入り、NHKの20時45分のニュースで報道されました。また、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、赤旗新聞、民主新報、神戸新聞の記者の方々にも参加していただきました。

—大阪から日本から過労死をなくすために— 3. 13 過労死防止大阪センター 結成総会開催

過労死防止大阪センター 事務局長 柏原英人



講演をされた粥川氏

「す取組みを大きく前進させよう」と結びました。

続いてご来賓挨拶として大阪労働局の松井吉昭部長から大阪における過労死等防止対策の取組み等のご報告をいただいた後、最後に結成する過労死防止大阪センターに対する激励をいただきました。

第1部、粥川裕平精神科医、名古屋工業大学名誉教授の講演では、人はなぜ働きすぎると精神疾患になるのかについて丁寧の説明された後、精神疾患を患うと自己を肯定する感情（自己肯定感）がなくなり、死に至る（希死念慮を伴う）ということについて、スライドを多用した軽妙な語り口で医学の知識のないわたしたちにも分かりやすく講演をしていただきました。

続いて、リレートークでは、司会の岩城稯副代表幹事のリードで、これまで大阪で過労死をなくす活動に携わってこられた団体を代表する方々から、これまでの活動、今後の



事務局長に選任され決意表明を行う柏原氏

課題、過労死等防止対策推進法への期待を語っていただきました。

寺西笑子さんは、大阪からはじまった過労死防止の取組みについて語り、全国に先駆けた大阪の活動に期待を述べました。

西野方庸（まさのぶ）さんは、法律が設置を義務付けていない50人未満の事業所にも産業医は必要という持論を展開したうえで、そういう事業所における産業医の役割について、国が予算化しているのにより知られていないし、ましてや利用されていないと指摘しました。法制定を踏まえ、「仏（法律）に魂をいれる作業」、「制度に魂を入れる活動」が求められていると語りました。

橋本芳章さんは、労働相談に携わってきた者としての意見とともに、行政経験を活かし、「国、府、市町村一体で啓発を」と述べられました。

北口修造さんは、これから取組みの重要なポイントとして「産業医と医師会との意見交換」、「過労死遺族



の話聞く機会をつくっていくこと」、「労働組合が職場から過労死を出さない宣言をすること」の3点が大切であると強調されました。

第2部の「過労死防止大阪センター結成総会」では、事務局長の柏原より規約・基本方針・役員の提案を行い満場の拍手で採択されました。そして「一つ一つの取組みでも救われる命は必ずある。多くの取組みを積み重ねれば多くの命を救うことが

出来る」と話した後、大阪センターとして国や自治体と連携して調査・研究や啓発活動、相談活動などを進め、大阪から過労死をなくしていくと決意を表明しました。

設立総会宣言では友延秀雄幹事が設立宣言を行い、大阪から過労死をなくすための活動をスタートする旨を高らかに宣言しました。

最後に小池江利幹事が「過労死は、亡くなった人間の尊い人生を奪います。ある日突然、遺族になった妻、子供、父、母は過労死をさせてしまったという、一生苦しむ、深い悲しみに突き落とされ、家族の平凡な生活が破壊されます。私達遺族は悲しい思いをする遺族をこれ以上見たくない：」ことを述べた後、ぜひ多くの方に加わっていただき、過労死をなくす活動の一端を担っていただきたいと訴え結成総会を締めくくりました。

過労死防止の取組みはまだ始まったばかりですが、多くの団体や個人から参加・賛同をいただき力強いスタートを切ることが出来ました。昨年成立した過労死防止法を実のあるものにして、この大阪から日本から過労死をなくすための取組みを進めていきたいと思います。

過労死防止京都連絡会の取り組み

過労死防止京都連絡会 弁護士 古川 拓

1 はじめに

京都では、今年の4月17日に、過労死防止基本法制定京都実行委員会や、昨年11月に開催した「過労死を考えるつどい」実行委員会のメンバーを前身として、「過労死防止京都連絡会（以下「京都連絡会」といいます）」を結成し、過労死防止に向けた取り組みを行っています。

京都連絡会は、個人や労組などの団体いづれもが加入可能な団体として、現時点では9人と12団体のご参加をいただいています。家族の会、過労死弁護団、いの健センター、職対連、中田衛一ネット、POSSEなどから出ていただいている幹事で、月に1回のペースで幹事会を開き、様々な取り組みを行う相談をしています。

2 学習会の開催

これまで4月に結成総会を行って以降、6月25日には、寺西笑子さんを講師にお招きして、5月に発表された過労死等の防止のための対策に関する大綱（案）についての学習会を開催しました。この勉強会は、事前に京都新聞でも大きく取り上げ

過労死防止法成立以降の推進協議会

での議論の経緯や、「大綱（案）」の評価できる点と問題点、今後の課題などについてわかりやすく説明をいただき、現状と取り組みの方向について学ぶことができました。京都新聞の記事を見て参加された市民の方が積極的にご質問をされるなど、有意義な学習会になったと考えています。

3 パブリックコメントについて

また、「大綱（案）」のパブリックコメント募集に対しては、京都連絡会としてコメントを提出することとして、幹事会で内容を議論し、提出しました。特に、労働時間の「客観的な方法による」適正把握については、京都の過労死の事例を紹介しながら、その中で得た教訓にもとづきコメントしています。

4 11月のシンポジウムについて

また、今年の11月に予定されている労働局主催のシンポジウムについても議論を進めており、パネリストとして、寺西さんのほか、脇田滋教授、吉中丈志医師（循環器内科）をお呼びしてのパネルディスカッション

ヨンを予定しています。

5 最後に

京都では、これからの取り組みについて、単なるイベントだけの取り組みに終わらせまいよう、継続した取り組みを行っていきたくと考えています。過労死防止法制定の取り組みにおいて、署名・毎月の定例街頭宣伝・自治体意見書採択などの取り組みを行ってきた経緯を踏まえ、知恵を出し合いながら進めていきたくと思います。

第2回過労死防止啓発月間の取組の準備が進む

全国センター事務局長 弁護士 岩城 穰

今年11月は、過労死防止法施行

後の第2回啓発月間となります。昨年の啓発月間では、多くは私たちの主導で、11月から今年5月までの約半年間の間に、合計30都道府県で「つどい」や「シンポジウム」が開かれました。具体的には、新全国ニュース第1号(2015年2月18日発行)12〜13ページに記載した24都道府県に加えて、奈良(11月19日)、埼玉(2月20日)、長野(2月28日)、栃木(3月7日)、佐賀(3月28日)、愛媛(5月31日)の6県です。

このうち、佐賀以外の29都道府県(佐賀は開催が決まった時期が遅かったため、今年は国の主催に間に合いませんでした)では、今年も国主催(開催費用も国の予算から出る)で行い、全国センターや家族の会、過労死弁護団など幅広い団体が後援・協賛して行うことになっています。参加目標は、東京・愛知・大阪の3都府県が300人、北海道・宮城・埼玉・千葉・神奈川・石川・京都・兵庫・広島・福岡の10道県が200人、秋田・栃木・福井・山梨・長野・静岡・三重・滋賀・奈良・和歌山・鳥取・島根・岡山・愛媛・大分・

宮崎の16県が1000人です。

これらの都道府県では、昨年の経験も踏まえつつ、今年も国が主催するという条件を最大限に生かし、参加呼びかけの対象を思い切っって広げることが期待されます(労働団体のほか経営者団体、業界団体、弁護士会、社労士会、医師会、各種学会、市民団体など)。

また、これ以外の県では、今年も上記の都道府県が昨年行ったように自主的に開催し(ただし、昨年同様要請があれば国(労働局)や自治体が後援することになっています)、実績を作ったうえで、来年度には国主催による開催をめざすこととなります。

私たちにとっても国にとっても、すべてが初めての取組ですが、過労死防止法と大綱を広く周知させ、過労死防止を大きな流れにしていくためにも、今年の各地での取組は大変大きな意義を持ちます。全国各地の皆さん、がんばりましょう。

【特集2】過労死防止法1年目 各地のつどい・シンポジウムの報告（その2）

過労死防止法が施行された平成27年11月以降、全国30都道府県で「つどい」やシンポジウムが行われました。

前号（2015年2月18日発行）では神奈川、大阪、兵庫、島根、宮崎の5府県の取組みを紹介しました。本号では北海道、宮城、栃木、長野、愛知、愛媛、福岡の7道県の取組みについて、担当者からの報告を掲載します。

〔北海道〕 過労死を考える市民集会@北海道 2014のべ報告

弁護士 皆川洋美

平成26年11月22日、クリスマスチャンセンターにおいて、「過労死を考える市民集会」を実施しました。総参加数は57人でした。

他の地域と同様、労働局・北海道の後援を得て、当日も北海道労働局より、北海道労働局労働基準部監督課長、北海道経済部労働局雇用労政課主幹からの挨拶を受けることができました。

そして、北海道は、道議会と地方議会での「過労死防止基本法」制定に向けた決議が出ていましたが、その決議に向けて尽力いただいた赤根広介道議会議員、真下紀子道議会議員からのメッセージをいただきましたので、これらを読み上げました。

また、メインの講演は、全国過労死遺族会代表寺西笑子さんから、『過労死とは、過労死防止法にかける思い』法制定までの活動と法を活かした過労死根絶への取組み」と題して、寺西さん自身の事件体験から、遺族会としての活動、過労死等防止対策推進法制定に至るまでの経緯をお話いただきました。

その他、弁護士から、過労死等防止対策推進法の概要と、この法律の意義について説明し、今後どのようなことに法律を生かしていくべきかという点についての議論も行いました。特に、北海道は自殺対策において丁寧な対応をしている自治体であることから、これと同様の対応をしていくことは不可能ではないと考えています。

また、北海道の遺族会からも、現在の遺族会の状況、個別の事案についての報告を受けることもできました。北海道の遺族会は、発足してからまだ数年という若い会であることから、このような場所で開催することには抵抗のある方もおられます。これから、教育啓発活動をしていくにあたって、遺族会の層を厚くしていくこと（これ自体本来はよいことではありませんが）ができればと考えています。

また、労働の現場からのコメントという点で、労働組合の方から、切実な相談内容の紹介を受けました。労働組合、なかんずく地域組合の果たす役割が小さくないことを感じさせられると共に、弁護士としてくい上げられない辛い実態を聞くこととなりました。

以上の通り、盛りだくさんではありませんでしたが、3時間という時間を感ぜさせない程、充実した内容であったと思います。

この集会については、新聞やテレビなどでも報道され、特に、新人看護師の過労死案件についての取り組みがなされていたこともあり、寺西さんのお話・本市民集会在これと合わせて大きく取り扱われました。

なお、本市民集会是、北海道過労死問題研究会、いのけん北海道セン



ターと、北海道の遺族会である「過労死を考える会」のメンバーなどで構成されたいわゆる実行委員会形式で行われました。

今後、市民集会を実施していくにあたり、オール北海道での実施が可能となるよう、全ての労働者のために活動していく団体との協力関係を築いていきたいと考えており、平成27年の市民集会の共同実施について、今から提案をし始めているところでです。

「宮城」子どもたちに過労死のない社会を！」 11・21仙台過労死フォーラム開催報告

東北希望の会 代表 前川珠子

2014年11月21日。午後6時半より、せんだいメディアテークスタジオシアターにて、過労死等防止対策推法の施行を受け「子どもたちに過労死のない社会を！」と題し、過労死フォーラムを開催しました。

主催は東北希望の会（過労死遺族・本人・家族とサポーターの会）で、宮城県の後援を得て、開催に当たっては、働く者の命と健康を守る宮城県センターの多大な協力をいただきました。

開催直前の告知となり、集会参加者は50名と比較的少なかったものの、学生さんも多数参加され、過労死防止に向けての大きな一歩となりました。

最初に、労働局労働基準監督課長横田秀樹様より、新法についての説明が有り、この法律は生まれたてなので、これから育てていくことになるということや、現段階で国が行っている対策のこと、などのお話を頂きました。

その後、現役中学校教諭である遠藤利美様から、学校現場における教

員の労働実態についてのご報告を受けました。教員の在校時間集計は平均で、月80時間を越えることがある。中学校の平均でこうなっているということは、過労死が誰にでもありうることを示している。生徒指導上の諸課題、部活動の問題など、ご自身の過労からのうつ病体験を交えてのお話には迫力があり、大勢の子どもの目の前で起こる「過労死」の危険性をまざまざと伝えていただきました。

フォーラム開始前の、ほんとうに短い時間の中で、労働局の横田様に、学校現場での教員の過重労働の実態についてデーターを踏まえ、訴えかけるように説明される遠藤先生の姿には、胸に迫るものがありました。

その後、錦町産業医学センター広瀬敏雄先生からも、ご挨拶を頂き、遺族の訴えが有り、会場からの活発な意見交換が続きました。

東北希望の会では昨年、過労死をテーマに公演をすることになった。東北大学法学部模擬裁判実行委員の学生さんたちに、協力をしてきた

のですが、過労死防止フォーラムにはこの、学生さんたちが多数参加してくださいました。親御さんが中学教員の方もいて、切実さを共有することができました。学生さんたちの中には、「過労死をなくす」為に働きたい。という若者や、厚生労働省に就職するために勉強中のひともいて、少しずつでも、こういうところから、何かが変わってくるのかもしれない。と思いました。

（この「過労死」がテーマの学生さんによる模擬裁判は、「隣席」というタイトルで昨年11月東北大学萩ホールにて実施され、2000名の来場者を得て、無事終了しました。大変すばらしいものでした。余談ですが夫が所属した大学で、学生さんたちが過労死をテーマにした裁判劇を企画してくれたことを、遺族としてほんとうにうれしく思っています。）

このようにいろんなかたちで、いろんな社会につながっていくことが、とても大事であるように思いました。

過労死等防止対策推進法を足がかりに、少しづつでも厳しい現実が変わり、これ以上苦しい思いするひとがいなくなっていくことを、遺族として心から願っています。

〔栃木〕 栃木県「ストップ!過労死 市民集会」 報告

弁護士 島園佐紀

栃木県では、平成27年3月7日、「ストップ!過労死 市民集会」を開催しました。同集会は、栃木県弁護士会の人権公害委員会内の労働・社会保障部会が主催し、栃木労働局に後援していただきました。実は、労働・社会保障部会が毎回夜に開催されるため、私は出席が難しく、同集会の運営にも参加できなかったのですが、一参加者としての立場で報告させていただきます。

同集会では、まず、川人博先生に、「過労死の実態とその防止対策について」と題するご講演をいただきました。川人先生は、まず、過労死防止法の成立の経過や内容を分かりやすくご説明下さり、次に、具体的な過労死事件について、映像を交えて分かりやすくご紹介下さいました。その後、なぜ過労死が発生しているのか、日本の歴史的な背景を含めてご説明下さった上で、過労死をなくすための緊急提言として、学校教育において労働法を学ぶことの大切さ、勤務時間インターバル規制等を挙げられました。大変分かりやすく、また、豊富なご経験に基づいた深みのあるご講演でした。

その後、川人先生が取り組まれた過労自殺事件のご遺族からのご講演がありました。過労により自死されたご本人及びご遺族の悩みと苦しみ、過労死事件の理不尽さがひしひしと伝わってくるお話でした。

次に、栃木労働局労働基準部監督課長の西本直哉氏から、「過労死等防止対策推進法の概要と栃木労働局の取組」と題するご講演がありました。栃木労働局での取り組みとして、①過重労働解消キャンペーン月間（平成26年11月）（重点監督、過重労働解消をテーマにしたワーク・シヨップ、県内の主要な労使団体等への協力要請等）、②働き方改革推進本部設置（県内の主要な労使団体等への協力要請、長時間労働削減等の好事例収集及び紹介等）、③働き方・休み方コンサルタントによる事業場側の自主的改善の促進について、詳細なご説明がありました。栃木労働局が、熱心に過労死防止に取り組まれていることを感じました。

このように、大変充実した集会の内容であったにもかかわらず、参加者が少なかつたことが、とても残念でした。当日、複数のイベントが重

なり、声掛けをした労働組合関係者等の参加がほとんどなかったことも影響していたそうです。また、広報の仕方、協力をよびかける団体の範囲など、検討する必要があると感じました。

栃木県では、現在過労死に関する活動の主体が若手ばかりで、ノウハウが不足しています。今秋のシンポジウムの開催にあたっては、私も微力ながら全国過労死弁護士連絡会議及び過労死等防止対策推進全国センターとの窓口として積極的に運営に参加し、皆様のご指導をいただきながら、より充実したシンポジウムの開催に努めたいと考えております。ご指導・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔長野〕 過労死を考える長野のつどいを開催

いの健長野センター事務局長 菅田敏夫

2月28日に「過労死を考える長野のつどい」が長野市・高校会館で開催され40人が参加しました。このつどいは、いの健長野センターと過労死をなくす長野県家族の会、過労死弁護団で実行委員会をつくり、初めて長野労働局のご協力も得て開催されたものです。

主催者を代表して、いの健長野センター古畑俊彦理事長は、「多くの皆

さんの努力で過労死等防止対策推進法ができた。これを過労死をなくすために生かしていきたい。しかしその一方で、安倍政権が労働時間の適用除外制度をつくらうとしているのは問題だ」と挨拶しました。

最初の報告者は、渡邊暁氏（長野労働局労働基準部監督課長）で、「過労死等防止対策推進法の内容と労働局の取組み」というテーマでお話しいただきました。渡邊氏は過労死等防止対策推進法の目的や理念について、過労死等が大きな社会問題になる中で、その防止と健康で充実して働き続けることができる社会の実現を目的としてつくられたこと。この法律の成立を受けて「過重労働解消キャンペーン」に取り組み、重点監督指導では違法な時間外労働が約半数の事業場であり、約9割の事業場に労働基準法違反があったことが報告されました。中には月280時間を超える違法な時間外労働を行わせ、割増賃金を抑えるために労働時間を改ざんしていた例も報告されました。

これからの取り組みでは、企業への働きかけや監督指導の強化などを強めることが報告されました。続いて過労死弁護団の一由貴史弁

護士から「過労死の実情と過労死をなくすための活動」をテーマにお話ししていただきました。一由氏は「脳心臓疾患」と「精神障害」に関わる労災申請と支給決定の動向に触れ、近年増加傾向にあること。自らが関わった事例にふれながら、労災認定が「時間外労働80時間」という形式的な審査になりがちで、労働密度や環境が反映されず認定されない問題が指摘されました。その一方で、私たちのこれまでの運動で認定基準を変えてきたことや、今回の過労死等防止対策推進法の成立に結びついたこの大切さが強調されました。また、安倍政権が最近推進する、残業代ゼロ法案が過重労働を押し付けることになると批判し、反対運動を強めることが訴えられました。

交流では、松村弁護士から「過労死の認定は最初は大変だった。裁判等でのたたかいかいによって少しずつ変化をつくりだし、長野が大きな役割を果たしてきた。」との発言があり、家族の会からは、お父さんを過労死でなくした息子さんの「命こそ宝」という作文が紹介され、過労死をなくそうとの訴えがされました。



主催者代表挨拶をする古畑俊彦氏



渡邊暁氏（長野労働局
労働基準部監督課長）



過労死弁護団の
一由貴史弁護士

〔愛知〕 過労死防止を考えるつどい in名古屋

弁護士 岩井羊一

会場はほぼ満席に

名古屋過労死を考える家族の会主催の、過労死防止を考えるつどい in名古屋が、11月22日土曜日、午後1時30分から午後4時10分頃までのあいだ、名古屋市中村区のウインクあいちで行われました。当日参加者数はおよそ77名。100名の会場でしたが、概ね満席でした。

「前」衆議院議員 今枝宗一郎さんが駆けつけてくださいました。

冒頭、1日前の解散で「前」衆議院議員となった、今枝宗一郎さんが、挨拶に駆けつけてくれました。今枝



代表世話人 鈴木美穂 さんの主催者挨拶

さんは、今回過労死等防止対策推進法成立のために、国会で尽力してくださった衆議院議員です。解散で、その後の準備にお忙しいと思われるのに、わざわざ出席してくだり、挨拶をしてくださいました。

続いて、家族の会、代表世話人の鈴木美穂さんからご挨拶がありました。鈴木さんからは、過労死をした方の家族の苦勞が切々と伝わるものでした。夫を失い、家族を支えながら裁判をする大変さを、訴えられました。

愛知労働局 監督課長さんにお話しいただきました。

厚生労働省 愛知労働局 労働基準部 監督課 小川裕由監督課長のお話がありました。パワーポイントを使い、過労死等防止対策推進法の内容。労働基準監督署が、企業の指導を地道に取り組んでいることについてのお話がありました。とても熱心に語っていただきました。長時間労働防止対策や労働基準監督署のパンフレット、労災認定基準についてのパンフレットなど多くの参考資料を提供し、説明いただきました。100部を会場まで直接運んでいた

いただきました。また、小川課長さんは、最後まで残って参加いただき、私の話や、家族の会のお話も聞いていただきました。

私からもお話ししました。

私から「なくそう過労死まもろう労働基準法」と題してお話しをさせていただきました。過労死が法律で定められたことが重要であるが、これから、この法律を施行していかなければならぬ。「過労死」をなくそうということについては、誰も異論がない。だから全会一致で法律も推定させることができた。そのことを活かしたい。そんな気持ちでお話しました。

家族の会の3人がお話しされました。

家族の会からは、小出典子さん、原田美和さん、杉林信由紀さんにお話をしていただきました。

小出典子さんは、裁判の闘いが大変だったこと、敗訴や、不支給などの困難があったことを語っていただきました。

原田さんは、夫がハラスメントで徐々に様子がおかしくなっていく様子を語りました。労災認定に至る苦勞などをお話くださいました。

杉林さんは、中学校の教師で脳出血で倒れて障害者になった鳥井さん

の状況について、説明がありました。学校の先生の過酷さがわかりました。なお、鳥井さんの事件は当時は最高裁継続中でしたが、その後、基金の上告は受理されず、鳥井さんの勝訴判決が確定しました。

閉会の言葉は水野幹男弁護士

最後は、全国過労死弁護団連絡会議・代表幹事の水野幹男弁護士。

今日来ていただいた労働局も監督課は、われわれと全く同じ方向で協力し合えるはず。過労死防止のためにますます活動をしようということばで締めくくられました。

中日新聞では11月21日に予告報道がなされました。愛知労働局、愛知県、名古屋市、愛知県弁護士会に後援いただいたこともあり、多くの方の参加をしていただくことができました。前衆議院議員の大西健介さんは、残念ながら、来られませんでした。メッセージをお寄せいただきました。集会は、多くの方の協力で大成功でした。

〔愛媛〕 人間らしい労働の実現を！ 過労死防止を 考えるつどいを開催

働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター事務局長 竹下 武

過労死防止法の施行を記念して「過労死防止を考えるつどい」を5月30日、愛媛県松山市内で開催しました。働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター、過労死弁護団などをつくる実行委員会が主催し、労働組合のほか、家族の会の会員や学生など30人が参加しました。

つどいは愛媛労働局、愛媛県、松山市が後援し、愛媛労働局から神戸労働基準部長が来賓あいさつをおこないました。神戸部長は「過労死は社会にとつても大きな損失」とした。過労死防止法が成立した過程に触れながら、官民が一体で過労死防止に取り組む意義を強調されました。

いの健愛媛県センターの河野文朗理事長が「男性正社員の5人に1人は1か月の残業時間が過労死ラインの80時間を超えて働いている。過労死防止法ができたが、これからの取り組みが大事だ」と主催者あいさつをしました。

全国過労死を考える会代表の寺西笑子さんが講演し、ご自身の経験や家族の会の活動、過労死防止法制定にむけて国会議員への働きかけや国

連への訴え等の活動、過労死防止法成立の意義とともに「法を実効性のあるものに」と語られました。

また、過労死弁護団全国連絡会議代表幹事の松丸正弁護士は、講演のなかでさまざまな過労死事件に触れられながら「実態として現在でも労働時間は適正に把握されていない。労働基準法『改正』でさらに長時間労働が深刻化する」と労働法制改悪の問題について指摘されました。

参加者から「自分の子どもや夫の働き方が心配という労働相談をよく受ける。本人がなんとかしようと思いうようにするにはどうしたらいいかと家族とも悩む」「過労死ラインを超える労働時間を36協定で認める『死んだ労働組合』という指摘を組織全体のものにした」「ご遺族から貴重なお話が聞けた。過労死をなくす運動にもっと力をいれたい」と発言があり、参加した学生さんからは「人間らしく働く社会にしたいという思いは同じ。労基法はどうしたら守られるのかと思う」との声も寄せられました。

つどいの後に家族の交流会と、い

の健愛媛県センターの総会をおこない、過労死をなくし人間らしい労働の実現のため、労働法制改悪阻止、安全衛生委員会の活動の確立など今後の運動について議論をおこないました。

今年の過労死防止啓発月間では、11月10日（火）に松山市内で過労死問題の企画を行うことが予定され、準備にとりかかろうとしています。



〔福岡〕 過労死等防止対策シンポジウム福岡の取組報告

弁護士 星野 圭

1 2014年過労死等防止対策シンポジウム福岡の開催

福岡県では、昨年、過労死等防止対策推進法の施行を受けて、以下のとおり、啓発シンポジウムを開催しました。

- ①名称 「過労死防止対策シンポジウム」
- ②開催日時 2014年11月19日(水) 17:30~19:30
- ③主催 過労死等防止対策推進福岡センター設立準備会
- ④共催 九州労働弁護団・自由法曹団福岡支部・福岡青年法律家協会
- ⑤後援 福岡労働局・全国過労死を



基調講演を行う岩城稯弁護士

考える家族の会・過労死弁護団全国連絡会議

⑥主な内容

- i) 来賓ご挨拶 福岡労働局労働部長
- ii) 基調講演 「過労死防止法成立の意義と課題」 岩城稯弁護士
- iii) 詩「ぼくの夢」の朗読 地元小学生
- iv) 過労死家族の会からの呼びかけ 全国過労死を考える家族の会代表
- v) 地元からの活動報告など
- vi) 過労死家族の支援者、複数の過労死事件支援者の会事務局長
- vii) 命と健康を守る会福岡地区連絡会の方
- viii) エフコープ生協労働組合の方
- ix) 福岡市職員労働組合の方
- x) 福岡県労連の方
- xi) 九州社会医学研究所の方(医師)
- xii) 主催者を代表して閉会のご挨拶 梶原恒夫弁護士

シンポジウムの参加者は約60名。その内、20名の方からアンケートの回答があり、過労死等防止対策推

進福岡センターの今後の活動に期待する、継続的な取組に期待する、自分も関わっていきたいという回答が多数見られました。

2 過労死等防止対策推進福岡センターの設立準備状況

昨年のシンポジウムで主催者となった過労死等防止対策推進福岡センター設立準備会については、その後、福岡県内の弁護士、九州労働弁護団、シンポジウムに参加した労働組合関係者や医療従事者などとの間で意見交換をしながら、その設立に向けた準備を進めてきました。

過労死等防止対策の取組は超党派の課題ですので、今後、党派を超えたつながりをつくり、具体的な制度につなげていく運動が重要です。そこで、準備会では、党派を超えた多様な団体への呼びかけを実現するべく九州労働弁護団に同センターの中



地元小学生の「ぼくの夢」の朗読



閉会挨拶を行う梶原恒夫弁護士

心になってもらえないかと要請し、本年7月、九州労働弁護団は、(福岡のメンバーを中心とした)九州労働弁護団において過労死等防止対策推進福岡センターの中心を担っていくことを決議しました。

今後、福岡では、九州労働弁護団を中心に、多様な団体に参加を呼びかけながら過労死等防止対策推進福岡センターの設立に向けて具体的な検討を進めていく予定です。

【寄稿】 過労死のない社会を作るために選んだ道 〜厚生労働省に入省しました!〜

「えだまめの会」OB 上杉泰樹

全国センターの皆様、お世話になっております。過労死のない社会を作る学生の会「えだまめの会」OBの上杉泰樹と申します。今年の3月に大学を卒業し、4月から厚生労働省に入省しました。まだまだ分からない事ばかりですが、慣れないながらも日々業務に励んでおります。

今回はお世話になった皆様にご報告も兼ねて、私が厚生労働省に入省しようと思ったきっかけや今後の決意表明をさせて頂こうと思いい、筆を執っております。

私の学生生活は、「えだまめの会」抜きには語れません。会を立ち上げたきっかけは、大学のゼミで過労死について学んだ事、東京家族会代表の中原さんにお会いした事でした。最初はなぜ過労死は日本でしか起こらないのだろう、なぜ昔から騒がれている社会問題なのに解決されないのだろう、という疑問を持ち、もつと過労死について知りたい、学びたいという純粋な興味から活動をしておりました。しかし、涙ながらにお話をされる遺族の方々、そうした悲しみに寄り添い、解決に向けて尽力

なさっている過労死弁護団の方々など、活動を通して様々な方とお会いするうちに、自分の中で過労死をなくしたい、過労死のない社会を作らなければ、という使命感が生まれていきました。

一番印象に残っている出来事は、「過労死等防止対策推進法」の成立でした。私自身も駅前での演説や署名活動、議員会館でのロビー活動や院内集会のお手伝いをさせて頂きました。衆議院での可決の瞬間をこの目で見る事が出来た時は、皆様の長年の努力が実ったと感無量でした。そんな歴史的瞬間に立ち会え、法案成立のために皆様と一緒に活動した日々が懐かしく感じられます。

しかし、過労死は今でも起こり続けています。今日も誰かが過労で倒れているかもしれません。「過労死のない社会を作る」にはどうしたらいいのか、自分には何が出来るのか、悩み続けました。そこで出した結論が、厚生労働省に入省する、という進路でした。過労死をなくすためには、1人1人の意識も大切ですが、やはり国の制度や法律を変えていく

ことも大きな力を持つていかなければならないかと思えます。まだ入省したてで業務に慣れることで精一杯ですが、「過労死のない社会を作る」という初心をいつまでも忘れず、皆様の期待に応えていけるような厚生労働省職員を目指して頑張つて参ります。今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

びっくり! 意見書を採択した自治体は、実は143でした

この過労死防止全国センターの前身である「ストップ!過労死 実行委員会」が、過労死防止法の制定までに意見書を採択した自治体として把握していたのは、10道府県を含む「121」でした(旧「ストップ!過労死 全国ニュース号外」5ページ参照)。

ところが、実は、私たちの知らないところで採択していた自治体が相当数あり、大綱の文章を作る中で厚労省とすり合わせを行ったところ、意見書を採択した自治体は11道府県を含め「143」であったことが判明しました(さらに、これ以外に、法律が成立した6月24日より後に採択された自治体が13ありました)。

このように、最後は私たちが把握していない多数の自治体で採択されていたということ自体、私たちの運動がいかに大きく広がっていたかを示すものといえます。

最終確定結果を、以下に記載します。

【資料】 過労死防止対策に係る意見書採択自治体一覧 (最終確定)

都道府県名	議会名	合計	(法成立後)
1 北海道	北海道議会、歌志内市議会、余市町議会、室蘭市議会、札幌市議会、日高町議会、【登別市議会】、【石狩市議会】	6	2
2 青森	青森市議会	1	
3 岩手	遠野市議会、二戸市議会、【岩手県議会】	2	1
4 宮城	宮城県議会、気仙沼市議会、大崎市議会	3	
5 秋田			
6 山形	鶴岡市議会、酒田市議会、庄内町議会、三川町議会	4	
7 福島	石川町議会、いわき市議会	2	
8 茨城			
9 栃木			
10 群馬			
11 埼玉	越谷市議会、吉川市議会、【美里町議会】	2	1
12 千葉	【船橋市議会】		1
13 東京	中央区議会、西東京市議会、東久留米市議会、狛江市議会	4	
14 神奈川	神奈川県議会、横浜市議会、藤沢市議会、横須賀市議会	4	
15 新潟			
16 富山			
17 石川	金沢市議会	1	
18 福井	越前市議会、大野市議会、福井市議会、勝山市議会	4	
19 山梨			
20 長野	長野県議会、大町市議会、喬木村議会、飯田市議会、天龍村議会、池田町議会、下諏訪町議会、小海町議会、麻績村議会、大桑村議会、木曾町議会、信濃町議会、中野市議会、木祖村議会、上松町議会、筑北村議会、岡谷市議会、小川村議会、青木村議会、飯綱町議会、長和町議会、木島平村議会、諏訪市議会、山ノ内町議会、富士見町議会	25	
21 岐阜	多治見市議会、可児市議会、大垣市議会、中津川市議会、高山市議会、下呂市議会、【飛騨市議会】、【関市議会】	6	2
22 静岡	【湖西市議会】		1
23 愛知	名古屋市議会、豊橋市議会、安城市議会、豊川市議会、【春日井市議会】	4	1
24 三重	【伊勢市議会】		1
25 滋賀			

26	京都	京都市議会、城陽市議会、与謝野町議会、綾部市議会、宮津市議会、伊根町議会、 亀岡市議会、宇治市議会、南丹市議会、向日町議会、長岡京市議会、木津川市議 会、福知山市議会、八幡市議会、京田辺市議会、舞鶴市議会	16	
27	大阪	大阪府議会、池田市議会、泉佐野市議会、守口市議会、摂津市議会、高槻市議会、 八尾市議会、吹田市議会、大東市議会、羽曳野市議会、堺市議会、枚方市議会、茨 木市議会、藤井寺市議会	14	
28	兵庫	兵庫県議会、神戸市議会、篠山市議会、姫路市議会、西宮市議会、芦屋市議会、三 田市議会、【豊岡市議会】	7	1
29	奈良	奈良県議会、桜井市議会、五條市議会、大和高田市議会、生駒市議会、橿原市議 会、御所市議会、田原本町議会、【天理市議会】	8	1
30	和歌山	和歌山県議会、有田川町議会、橋本市議会、和歌山市議会	4	
31	鳥取	鳥取県議会	1	
32	島根	島根県議会、出雲市議会、浜田市議会、安来市議会、雲南市議会、大田市議会、益 田市議会、美郷町議会、飯南町議会、津和野町議会、川本町議会、吉賀町議会、邑 南町議会、隠岐の島町議会、海士町議会、知夫村議会、奥出雲町議会、松江市議 会、西ノ島町議会	19	
33	岡山			
34	広島			
35	山口			
36	徳島			
37	香川			
38	愛媛	新居浜市議会	1	
39	高知	須崎市議会	1	
40	福岡	大牟田市議会、嘉麻市議会、北九州市議会	3	
41	佐賀			
42	長崎			
43	熊本			
44	大分			
45	宮崎	宮崎県議会	1	
46	鹿児島	【鹿児島市議会】		1
47	沖縄			
	合計		143	13

(注) 【 】内は、過労死防止法が成立した2014年6月24日以降に採択した自治体である。